

○ 株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成11年大蔵省令第三十六号）

改正案	現 行
<p>第一号様式 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(6) (略) (7) 発行者に関する事項 a (略) b 「上場・店頭の別」欄には、「上場」又は「店頭」のいずれかを記載し、「上場金融商品取引所」欄には、上場しているすべての金融商品取引所の名称及び特定取引所金融商品市場（法第2条第32項に規定する特定取引所金融商品市場をいう。）に上場している場合には、その旨を記載すること。 (8)～(11) (略) (12) 上記提出者の保有株券等の内訳 a 保有株券等の内訳は、その日の取引がすべて終了した後に提出者が保有する株券等の状況により記載すること。その場合、株券については株式の数を、投資証券等については投資口の数を、株券及び投資証券等以外のものについては第5条に規定する数を記載すること。ただし、株券以外のものについては、新株予約権の行使又は転換の請求をすることができる期間を経過しているものは、保有する株券等の数には含めないで記載すること。 なお、発行者において株式分割等を行っており、効力が発生していない場合において、権利落日から効力発生日までの間に本報告義務が発生した場合には、保有株券等の数は権利落日に増加するものとみなして保有株券等の数を記入することとする。 b (略) c 「法第27条の23第3項第1号」欄には、金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等の発行者の株主としての議決権その他の権利を行使することができる権限又は議決権その他の権利の行使について指図を行うことができる権限を有する株券又は投資証券等（所有権又は投資をするのに必要な権限を有するものを除く。）であって、当該発行者の事業活動を支配する目的をもって保有するものの数を記載すること。 d (略) e 「発行済株式等総数」欄には、原則として、報告義務が発生した日の発行済株式等総数を記載すること。ただし、これが分からない場合には、直前期の有価証券報告書若しくは直近の四半期報告書若しくは半期報告書又は直近の商業登記簿等に記載された発行済株式等総数を記載しても差し支えない。 また、株券等が特定投資家向け有価証券（法第4条第3項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。）である場合には、次に掲げる発行済株式等総数を記載しても差し支えない。 (a) 直近に提供され、又は公表された特定証券情報（法第27条の31第1項に規定する特定証券情報をいう。以下同じ。）又は発行者情報（法第27条の32第1項に規定する発行者情報をいう。以下同じ。）に含まれた発行済株式等総数 (b) (a)に掲げる発行済株式等総数を把握することができない場合又は特定証券情報若しくは発行者情報に発行済株式等総数が含まれていない場合には、その他の方法により把握することができた発行済株式等総数で直近のもの なお、発行者において株式分割等を行っており、効力が発生していない場合において、権利落日から効力発生日までの間に本報告義務が発生した場合には、発行済株式等総数は権利落日に増加するものとみなして発行済株式等総数を記入することとする。 f～n (略) (13)～(22) (略)</p>	<p>第一号様式 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(6) (略) (7) 発行者に関する事項 a (略) b 「上場・店頭の別」欄には、「上場」又は「店頭」のいずれかを記載し、「上場金融商品取引所」欄には、上場しているすべての金融商品取引所の名称を記載すること。 (8)～(11) (略) (12) 上記提出者の保有株券等の内訳 a 保有株券等の内訳は、その日の取引がすべて終了した後に提出者が保有する株券等の状況により記載すること。その場合、株券については株式の数を、株券以外のものについては株式に換算した数を記載すること。ただし、株券以外のものについては、新株予約権の行使又は転換の請求をすることができる期間を経過しているものは、保有する株券等の数には含めないで記載すること。 なお、発行者において株式分割等を行っており、効力が発生していない場合において、権利落日から効力発生日までの間に本報告義務が発生した場合には、保有株券等の数は権利落日に増加するものとみなして保有株券等の数を記入することとする。 b (略) c 「法第27条の23第3項第1号」欄には、金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等の発行者の株主としての議決権その他の権利を行使することができる権限又は議決権その他の権利の行使について指図を行うことができる権限を有する株券（所有権又は投資をするのに必要な権限を有するものを除く。）であって、当該発行者の事業活動を支配する目的をもって保有するものの数を記載すること。 d (略) e 「発行済株式等総数」欄には、原則として、報告義務が発生した日の発行済株式等総数を記載すること。ただし、これが分からない場合には、直前期の有価証券報告書又は四半期報告書若しくは半期報告書、直近の商業登記簿等に記載された発行済株式等総数を記載しても差し支えない。 なお、発行者において株式分割等を行っており、効力が発生していない場合において、権利落日から効力発生日までの間に本報告義務が発生した場合には、発行済株式等総数は権利落日に増加するものとみなして発行済株式等総数を記入することとする。 f～n (略) (13)～(22) (略)</p>